

低所得の子育て世帯の生活を支援します

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel.64-1535)

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を支給します。
- 対象者(既にひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)
- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人(令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児の児童手当または特別児童扶養手当の受給者を含む)で、令和4年度住民税均等割が非課税の人
 - ※未申告の人は申告後、非課税であれば対象。
 - ②①のほか平成16年4月2日(特別児童扶養手当対象児童の場合、平成14年4月2日)から令和5年2月末までに生まれた児童の養育者であって、次のいずれかに該当する人
- ▽令和4年度住民税均等割が非課税
 - ▽新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が急変し住民税均等割が非課税相当の収入になったと認められる人
- 申請方法
- ①の人⇨申請不要(対象者へ案内を送付します)
 - ②の人⇨申請必要
- ※公務員は①・②に関わらず申請が必要。
※必要書類は、対象者の状況などにより異なります。詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。
- 支給額 児童1人あたり5万円
- 申請期限 令和5年2月28日(火)



市ホームページ

ひとり親家庭の家計を支援する「児童扶養手当」



市ホームページ

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel.64-1535)

- 児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などで父(母)と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。受給するには、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。
- ※公的年金を受給する人は、平成26年12月以降、「公的年金給付の額」が「児童扶養手当額」より低い人は、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになりました。
- ※令和3年3月分から、障害基礎年金等を受給している人の「児童扶養手当額」が「障害基礎年金等の子の加算部分の額」を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになりました。
- 【受給者は現況届の提出が必要です】
- 児童扶養手当を受給している人(支給停止者を含む)は、
- 日時 8月8日(月)～31日(水) 午前9時～正午、午後1時～4時30分
 - ※8月12日(金)、15日(月)のみ午前9時～正午、午後1時～7時
 - 場所 子ども子育て課
 - ※「ひとり親家庭等医療証の更新手続き」と同じ日程です。
- 8月中に現況届を提出する必要がある。また、昨年度、所得制限により手当の支給がなかった人も届け出が必要。個別に通知をしますので、受給者本人が手続きを行ってください。
- ※現況届が提出されない場合は、児童扶養手当の支給を一時停止します。現況届の提出がないまま2年を経過すると、時効になり受給権がなくなります。

【ひとり親サポートセンター】ひとり親家庭等就業相談

- 日時 8月26日(金) 午後2時～5時
- 場所 子ども子育て課前

みやま市奨学金 奨学生を募集します

問 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel.32-9101)

- 高等学校などに修学する学生の支援と人材育成のために、奨学金制度を実施しています。
- 対象 令和5年4月に高等学校などへ進学予定で、次の要件を満たす生徒
- ▼保護者が、市内に住所を有する人
 - ▼経済的理由により就学が困難な人(世帯全員の合計所得により判定)
 - ▼中学2年および3年の1学期における全教科成績評定の平均値が5段階評価でおおむね3.0以上の人
 - ▼学業に対する姿勢や生活態度が良好で、学校長の推薦に値する人
 - ※他の制度による奨学金との重複はできません。
- 奨学金の額 月額1万円(返済の必要はありません)
- 給付期間 高等学校などの第1学年から3年間
- 高等専門学校の場合は、第1学年から第3学年までの修業期間。
- 定員 12人(申請者多数の場合は選考)
- 申請方法 奨学金給付申請書と世帯員調書、添付書類を中学校に提出
- ※申請書などの様式は、各中学校または教育委員会(山川支所2階)に備えています。市ホームページにも掲載しています。
- 添付書類
- ▽世帯全員の収入額の確認書類(所得証明書など)
 - ※収入金額は令和3年1月から12月の収入額です。
 - ※住民登録上同一世帯で、19歳以上(令和4年4月1日時点)の世帯員全員が必要。
- ▽世帯員で身体障害者手帳を持っている人は手帳の写し
- 申請期限 9月16日(金)までに各中学校へ提出



市ホームページ

ひとり親家庭等医療費支給制度

問 健康づくり課 医療係 (Tel.64-1527)

- 医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に「ひとり親家庭等医療証」を提示することで医療費が助成される制度です。現在、この医療証をお持ちでない人も、助成対象となる可能性があります。
- 対象者
- ▽ひとり親家庭の父・母とその児童
 - ▽父母のない児童
 - ▽両親の双方またはどちらかが障がいを持っている家庭の親とその児童
 - ※児童が18歳に達する年度末まで。
 - ※本人および扶養義務者の所得・障がいの程度、種類によっては該当しない場合もあります。
- ※詳しくは問い合わせください。
- 【ひとり親家庭等医療証をお持ちの人へ】
- 現在の医療証の有効期限は、9月30日までです。個別に通知をしますので、更新手続きを行ってください。
- 日時 8月8日(月)～31日(水) 午前9時～正午、午後1時～4時30分
 - ※8月12日(金)、15日(月)のみ午前9時～正午、午後1時～7時
 - 場所 健康づくり課 医療係



市ホームページ

セルフケアセミナー参加者を募集します

問 健康づくり課 健康係 (Tel64-1515) 市ホームページ



第1回	日時	場所	内容	講師
	8月30日(火) 午後7時～8時30分	まいピア高田 リハーサル室	実践!コロナ太り解消!「ながら運動から始める体づくり」	健康運動 指導士
第2回	9月24日(土) 午前10時～11時30分	まいピア高田 調理室	目からうろこの栄養学!食べ方ひとつで変わる「脳と腸とこころのステップアップ法」	管理栄養士
第3回	10月19日(水) 午後7時～8時30分	まいピア高田 第2会議室	脳も体もお口のケアでみるみる変わる!あなどれない「口腔ケアの3つのコツ」	歯科衛生士
第4回	11月30日(水) 午後7時～8時30分	まいピア高田 リハーサル室	実践!脳を変えると体が変わる「脳の活性化プログラム」やってみよう!シナプソロジー体験	健康運動 指導士

生涯安心して健康的な暮らしを送れるよう、健康づくりのための「セルフケアセミナー」を開催します(全4回シリーズ)。
 ■対象 市内在住で昭和33年4月2日以降に生まれた人
 ■定員 先着15人程度
 ■参加費 無料(第2回のみ食材費が必要)
 ■応募方法 電話またはホームページの申し込みフォーム
 ■受付期間 8月5日(金)午前8時30分から定員に達するまで

市営住宅入居登録者を随時募集します

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540)



市ホームページ

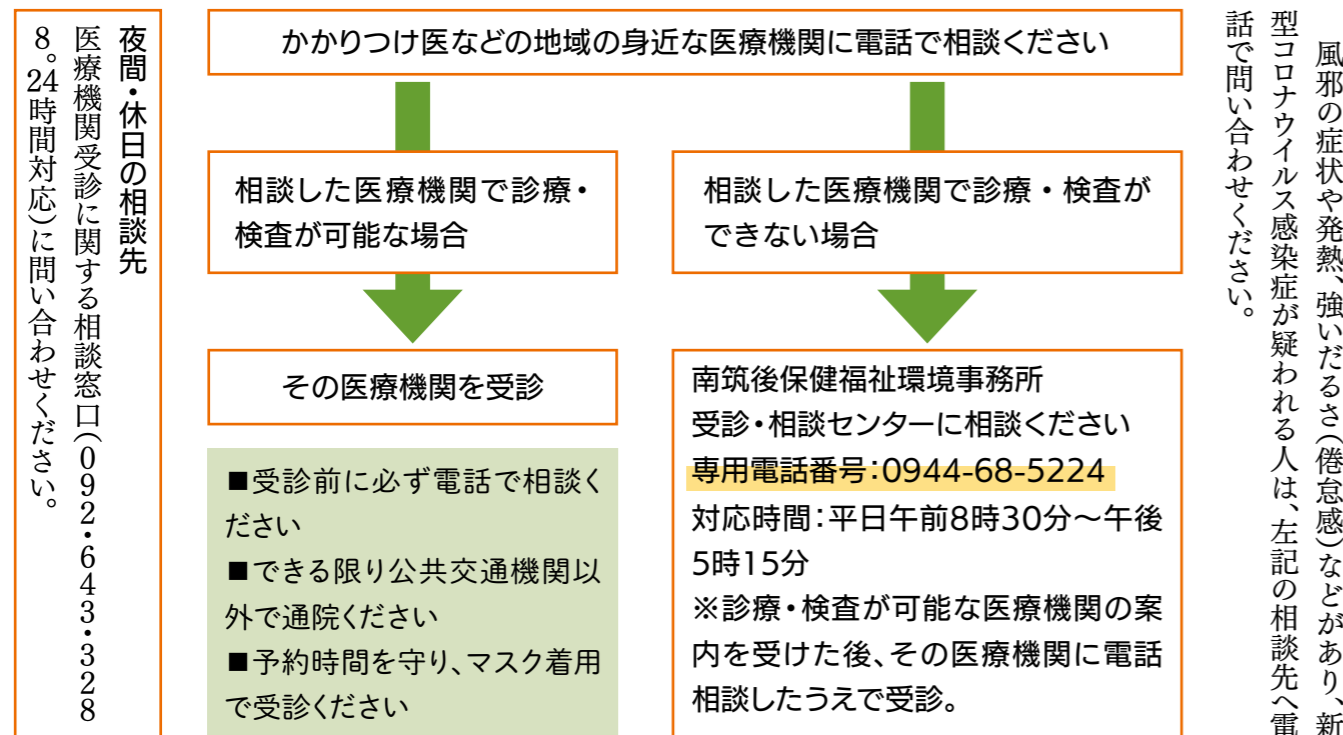
市営住宅の入居登録を希望する人を随時募集します。登録は受け付け先着順で現待機者のあとに追加されます。
 ■敷金 家賃の3か月分
 ■共益費 あり
 ■申込資格
 ①市内に住所を有する人
 または市内の事業所に勤務している人(申込世帯に中学校就学中までの子がいる場合はこの限りではありません)
 ②市税などを滞納していない
 ③申込者および同居者が暴力団員でない
 ④世帯所得が月額15万8千円以下
 ■申込書配布先 都市計画課 住宅政策係
 ■受付期限 令和5年3月31日(金)

市営住宅の対象住宅 (令和4年6月30日現在の空室状況)

団地名	所在地	小学校区	部屋タイプ	現待機者数	令和4年度参考家賃
下小川	瀬高町太神	南	2DK	0	16,300円～
			3LDK(3DK)	0 (空部屋数6)	21,900円～
			2DK(車いす住宅)	0	16,800円～
さくら	瀬高町文廣	瀬高	2DK	4	18,800円～
			3DK	0 (空部屋数3)	23,900円～
			2DK(車いす住宅)	0	23,900円～
岩津	高田町岩津	岩田	2DK	0	15,800円～
			3DK	0 (空部屋数1)	20,100円～
高木	高田町岩津	岩田	2DK	1	18,600円～
			3DK	0	23,700円～
下楠田	高田町下楠田	二川	2DK	1	18,600円～
			3DK	1	23,700円～

発熱などの症状がある場合の相談・受診方法

問 健康づくり課 健康係 (Tel64-1515) 市ホームページ



介護職員初任者研修修了者を支援します

問 介護支援課 高齢者支援係 (Tel64-1570)



市ホームページ

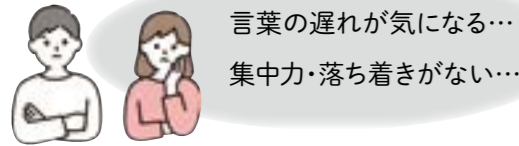
市の介護保険サービスに係る雇用確保と安定供給を目的として、介護職員初任者研修の受講料の全部または一部を助成します。
 ■対象
 次の要件を全て満たす人
 ①初任者研修の修了日が令和3年4月1日以降である
 ②市内に住所を有する
 ③市税の滞納をしていない
 ④研修修了後、介護従事者として市内の介護保険サービス事業所に就職し、継続して3か月以上就業している
 ■対象となる費用
 研修の受講料、教材費
 ■助成額 上限5万円
 ※予算額に達し次第終了
 ■申請に必要なもの
 ①受講料などの領収書の写し
 ②修了証明書の写し
 ③就業先である介護保険サービス事業所の運営法人が発行する就業証明書
 ④本人確認書類
 ※申請書などは市ホームページからダウンロードできます
 ■申請期限 令和5年3月31日(金)

のびのび子育て講座

ペアレント・トレーニングに参加してみませんか

この講座は、「子育ての応援プログラム」です。保護者が子どもの特性を知って、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としています。全7回で実施します。参加は無料です。

- ▶日程:9月12日(月)、27日(火)、10月11日(火)、25日(火)、11月8日(火)、29日(火)、12月13日(火)
 - ▶時間:午前10時~11時30分
 - ▶場所:あたご苑 2階健康指導室
 - ▶要電話予約 ▶定員:10人
 - ▶託児あり(無料)。予約の際に申し込みください
- 問:子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel64-1520)



🍴 今月の逸品! 🍴 豆乳カルボナーラ風スパゲッティ

材料 (4人分) 343kcal、塩分 1.1g、食物繊維 5.3g (1人当たり)

スパゲッティ	280 g	豆乳 (無調整)	400 cc
むきエビ	100 g	オリーブオイル	小さじ 2
タマネギ	100 g (2分の1個)	塩	小さじ 3分の2
白菜	140 g (2枚)	黒こしょう	少々
グリーンアスパラガス	100 g		



作り方

- ①タマネギは薄切りに、白菜の芯は5等分の細切りに、葉はざく切りにする。グリーンアスパラガスは縦半分になり、5等分の斜めに切る。
- ②スパゲッティは塩を入れず、表示の時間より1分程短くゆでる。
- ③フライパンにオリーブオイルを熱し、タマネギを炒める。しんなりしたら白菜を加え、②のゆで汁 50ccを加えて火を通す。水分がなくなったらグリーンアスパラガス、むきエビ、豆乳の順に加える。
- ④③にスパゲッティを加え、豆乳が煮詰まり、とろみがついてきたら、塩を加え、器に盛りつけて黒こしょうをふる。

毎月19日は食育の日 ~みやま市食生活改善推進協議会~

きれいな歯のぼくたち・わたしたち

3歳児健診で虫歯がゼロだったお子さんです。



河野 健くん (瀬高町)



平 咲月 ちゃん (山川町)



徳永 樹凜 ちゃん (瀬高町)



福満 太翔くん (瀬高町)



松尾 成悟くん (高田町)

掲載希望者は、写真を3歳児健診時または市役所(本庁)子ども子育て課へお持ちください。

問 子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel 64-1520)

小学校へ入学する児童の健康診断を行います

問 学校教育課 学校教育係 (Tel32-9026)

日程	受付時間	対象校区	場所
8月31日(水)	午後1時10分 ~1時30分	岩田、二川、江浦、開	まいピア高田
9月7日(水)		南、桜舞館	旧上庄小学校
9月9日(金)		瀬高①、大江、清水	旧上庄小学校
9月14日(水)		瀬高②、水上	旧上庄小学校

※児童数の都合により、瀬高小学校区は2回に分けています。
※岩田、二川、江浦、開校区は令和5年度から高田小学校区となります。

来年4月に新1年生になる児童の健康診断を行います。保護者付添いのうえで受診ください。8月上旬頃に各校区の保護者宛てに送付する書類に必要事項を記入し、健診当日に忘れず持参ください。
※当日受診できない場合は、事前に学校教育課へ連絡ください。
※新型コロナウイルスの感染状況により、延期または実施方法を変更する場合があります。

都市計画道路などの見直しに伴い説明会・意見募集を行います

問 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)



市ホームページ

8月3日(水)~8月22日(月)
■募集期間
■提出方法
意見申出書に住所・氏名・電話番号などを記入し、郵便、ファクスまたは持参



市では、都市計画決定から長期にわたり未着手となっている都市計画道路の見直しを行っています。このたびは、必要性などの検証を行い、見直し候補となった路線と路線の見直しに伴う用途地域の変更について、説明会および意見募集を行います。
■見直し候補路線 江浦・下楠田線
【説明会】
■日時 8月17日(水)午後7時~
■場所 まいピア高田
【意見の募集】
■意見を提出できる人 市内に住んでいる人や通勤・通学する人、市内に事務所または事業所がある個人および法人その他の団体、市に対して納税義務がある人、本案件に利害関係がある人
■資料の閲覧、配布場所 都市計画課都市計画係、各支所市民サービス係、市ホームページ
■提出方法 意見申出書に住所・氏名・電話番号などを記入し、郵便、ファクスまたは持参